

改正フロン回収・破壊法の関係者への周知のポイントについて

改正されたフロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収・破壊等については、機器の廃棄等実施者、解体工事等を請け負う者、回収業者、破壊業者等、各段階において数多くの事業者が関わっており、これら数多くの関係者がそれぞれの立場できちんと役割を果たすことによって初めて回収・破壊等が適切に行われることとなる。したがって、改正法が適切に施行運用され、確実なフロン類回収を推進していくためには、各々が果たすべき役割について、役割に応じた効果的な周知活動が重要である。

1. 機器所有者

(1) 対象者

業務用冷凍空調機器は、様々な用途に使用されており、ビル空調、食品のショーケースや大型冷凍冷蔵庫、冷凍倉庫など機器の種類も多様。現在、市中で使用されている業務用冷凍空調機器の台数は全国で約2100万台にのぼり、毎年百数十万台が廃棄されていると推計されている。極めて広範な事業者が対象。特に、ビル等の空調として一般的に使用されているパッケージエアコンが、台数及びフロン量共に多くを占めていることが特徴。

(2) 主たる周知ポイント

機器の整備、廃棄等の際には、自ら又は他の者に委託し、都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者にフロン類の引渡しを行わなければならない。

使用済みの機器を有償で引き渡す場合であっても、引き取り先が製品を再び業冷機器として使用せず、部品等としてリサイクルする場合には、機器の所有者によるフロン類の回収（回収業者への回収委託・引渡し）が必要。（中古機器として販売する場合はフロン類の抜き取りは不要）

その際、フロン類の回収・破壊等に必要な経費を負担しなければならない。

機器廃棄時には委託確認書等を交付しなければならない。（文書で明示的に委託しなければならない）

引取証明書が回収業者から戻って来なかった場合に、都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

委託確認書の写し及び引取証明書を省令で定める期間保存しなければならない。（都道府県より提示を求められることがある）

所有する機器の整備の際に自らフロン類を回収する場合には、回収業者として新たに都道府県知事に登録しなければならない。登録を受けない場合には、回収の作業をフロン類回収業者に委託しなければならない。

法第38条の規定により、何人も業務用冷凍空調機器中の冷媒フロンをみだりに放出してはならない（違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

特定解体工事発注者である場合には、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無の確認に対し、協力しなければならない。

（3）有効と考えられる周知方法

行政による説明会開催や新聞広告その他の様々な広報手段による情報発信
業界団体を通じた周知

専門誌・紙の記事掲載等

機器の更新発注者に対し、設備工事業者等からの情報提供

（2）については、委託確認書にその旨記載しておくことも効果的
機器製造・販売業者による機器への表示の実施

地域の協議会を通じた周知

建設リサイクル法第10条第1項の規定により都道府県知事に解体工事等の届出をした者へのフロン回収・破壊法改正の内容を説明したチラシ配布

2. 機器の整備業者

（1）対象者

業務用冷凍空調機器の整備を行っている事業者。

（2）周知内容

整備時に自らフロン類の回収を行っている事業者

- ・改正法施行後3ヶ月以内に都道府県知事への登録が必要。
- ・回収の際に、回収したフロン量等について記録し、毎年度都道府県に報告することが必要（回収した後に当該機器に再充填した量を除く）。
- ・当該機器に再充填しなかったフロン類については、自ら再利用又は破壊業者等に引き渡さなければならない。

整備時に自らフロン類の回収を行っていない事業者

- ・フロン類の回収を実施する場合は、都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者に委託しなければならない。

法第38条の規定により、何人も業務用冷凍空調機器中の冷媒フロンをみだりに放出してはならない（違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

（3）有効と考えられる周知方法

3．解体工事の元請業者

(1) 対象者

建築物等の解体工事を請け負おうとする建設業を営む者

(2) 周知内容

解体工事を請け負う場合には、事前確認・説明が必要であること。

フロン類の回収の委託を受けた場合は、回収・破壊にかかる費用は発注者の負担であること。

法第38条の規定により、何人も業務用冷凍空調機器中の冷媒フロンをみだりに放出してはならない（違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

フロン類のフロン類回収業者への引渡しを再委託する場合には、廃棄等実施者から書面で承諾を得ること。

(3) 有効と考えられる周知方法

行政による説明会の開催
地域の協議会を通じた周知
業界団体を通じた周知

4．フロン類回収業者

(1) 対象者

現在、フロン回収・破壊法の第一種フロン類回収業者の登録を受けている事業者。全国で約27,000の事業登録。

(2) 周知内容

行程管理制度の内容
整備時に回収されたフロン類の引取
回収したフロン類の閲覧規定の創設趣旨、内容等

(3) 有効と考えられる周知方法

都道府県担当部局から周知
業界団体を通じた周知
地域の協議会を通じた周知

5. 金属くずリサイクル業者

(1) 対象者

業務用冷凍空調機器を引き取って再資源化を行っている鉄スクラップ業者、非鉄金属リサイクル業者等

(2) 周知内容

有償で引き取る場合であっても、引き取った製品を再び業冷機器として使用せず、部品等としてリサイクルする場合には、機器の所有者によるフロン類の回収（回収業者への回収委託・引渡し）が必要。

機器の引取と併せて、フロン類の回収も受託する場合には、機器引渡者から委託確認書の交付を受けなければならない。

法第38条の規定により、何人も業務用冷凍空調器中の冷媒フロンをみだりに放出してはならない（違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

(3) 有効と考えられる周知方法

業界団体を通じた周知

6. 都道府県

(1) 対象者

フロン回収・破壊法担当部局のみならず、建設部局、廃棄物部局、出先機関等の職員に対しても周知が必要

(2) 周知内容

改正内容全般
登録対象事業の拡大（整備時）
指導勧告等の対象者の拡大

(3) 有効と考えられる周知方法

国による都道府県担当者を対象とした説明会の開催